

岩出市地域防災計画

風水害等対策編

令和5年4月

岩出市防災会議

目 次

第 1 章 総則

第 1 節 計画の目的等	I - 1
第 1 項 計画の目的	I - 1
第 2 項 計画の性格	I - 1
第 3 項 計画の修正	I - 1
第 4 項 用 語	I - 1
第 2 節 岩出市の概要	I - 3
第 1 項 市の沿革	I - 3
第 2 項 自然条件	I - 3
第 3 項 社会条件	I - 4
第 4 項 既往の風水害等の被害状況	I - 5
第 3 節 紀の川の洪水浸水想定	I - 6
第 1 項 前提条件	I - 6
第 2 項 洪水浸水想定区域	I - 6
第 4 節 防災行政の基本方針	I - 8
第 1 項 防災ビジョン	I - 8
第 2 項 基本方針	I - 8
第 5 節 市の実施責任と防災関係機関の業務大綱	I - 9
第 1 項 実施責任	I - 9
第 2 項 処理すべき事務又は業務の大綱	I - 9

第 2 章 災害予防計画

第 1 節 水害防止計画（土木課）	II - 1
第 1 項 河川防災計画（土木課）	II - 1
第 2 項 ため池防災計画（土木課）	II - 1
第 2 節 土砂災害予防計画（土木課、総務課、財務課）	II - 2
第 1 項 砂防防災計画（土木課）	II - 2
第 2 項 山地防災計画（土木課）	II - 2
第 3 項 急傾斜地崩壊防止計画（土木課）	II - 2
第 4 項 地すべり防止計画（土木課）	II - 2
第 5 項 盛土防災計画（土木課）	II - 2
第 6 項 警戒避難体制の整備（土木課、総務課、財務課）	II - 2
第 7 項 孤立等防止対策（土木課、総務課、財務課）	II - 3
第 3 節 道路防災計画（土木課）	II - 5
第 4 節 火災予防計画（那賀消防組合、消防団、総務課、財務課）	II - 7
第 5 節 建造物災害予防計画（都市計画課）	II - 10

第6節	宅地災害予防計画（都市計画課、土木課、総務課、財務課）	Ⅱ－11
第7節	文化財災害予防計画（生涯学習課、那賀消防組合）	Ⅱ－12
第8節	危険物等災害予防計画（那賀消防組合、総務課他）	Ⅱ－13
第1項	危険物災害予防計画（那賀消防組合、総務課、財務課）	Ⅱ－13
第2項	火薬類災害予防計画（那賀消防組合、総務課、財務課）	Ⅱ－13
第3項	高圧ガス災害予防計画（那賀消防組合、総務課、財務課）	Ⅱ－13
第4項	毒物劇物災害予防計画（県業務課、総務課、財務課）	Ⅱ－14
第5項	放射性物質事故災害予防計画（県危機管理・消防課、総務課、財務課）	Ⅱ－14
第6項	危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両災害予防計画（那賀消防組合、総務課他）	Ⅱ－14
第7項	有害物質流出等災害予防計画（総務課、生活環境課他）	Ⅱ－14
第9節	公共的施設災害予防計画（上下水道業務課、上水道工務課、下水道工務課、関係機関）	Ⅱ－16
第1項	上水道施設災害予防計画（上下水道業務課、上水道工務課）	Ⅱ－16
第2項	下水道施設災害予防計画（上下水道業務課、下水道工務課）	Ⅱ－16
第3項	公衆電気通信施設災害予防計画（西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)）	Ⅱ－17
第4項	電力施設災害予防計画（関西電力送配電株式会社）	Ⅱ－17
第5項	ガス施設災害予防計画（大阪ガスネットワーク株式会社）	Ⅱ－17
第6項	鉄道施設災害予防計画（西日本旅客鉄道株式会社）	Ⅱ－17
第10節	農林関係災害予防計画（産業振興課、農業委員会）	Ⅱ－19
第11節	気象観測施設整備計画（総務課、財務課）	Ⅱ－21
第12節	防災救助施設等整備計画（総務課、財務課、那賀消防組合他）	Ⅱ－22
第1項	消防施設整備計画（総務課、財務課、那賀消防組合）	Ⅱ－22
第2項	水防施設整備計画（総務課、財務課、那賀消防組合）	Ⅱ－22
第3項	避難収容体制整備計画（総務課、財務課、生活支援課、地域福祉課、子ども・健康課、保険年金課他）	Ⅱ－23
第4項	救助物資等備蓄計画（総務課、財務課、生活支援課、上下水道業務課、上水道工務課、下水道工務課）	Ⅱ－24
第5項	その他の応急救助整備計画（生活環境課、生活支援課、地域福祉課、保険年金課、教育総務課、子ども・健康課他）	Ⅱ－25
第13節	防災行政無線等整備計画（総務課）	Ⅱ－26
第14節	防災訓練計画（総務課、那賀消防組合）	Ⅱ－27
第15節	防災知識普及計画（総務課、那賀消防組合他）	Ⅱ－29
第16節	自主防災組織整備計画（総務課、那賀消防組合）	Ⅱ－31
第17節	災害時救急医療体制確保計画（保険年金課）	Ⅱ－34
第18節	避難行動要支援者対策計画（地域福祉課、生活支援課、子ども・健康課、保険年金課、市民課他）	Ⅱ－35
第19節	ボランティア活動環境整備計画（総務課、生活支援課、地域福祉課、子ども・健康課）	Ⅱ－40
第20節	企業防災の促進に関する計画（産業振興課）	Ⅱ－41

第3章 災害応急対策計画

第1節	防災組織計画	Ⅲ－1
第1項	組織計画	Ⅲ－1

第2項 動員計画	Ⅲ－8
第2節 情報計画	Ⅲ－10
第1項 気象警報等の伝達計画（総務部、大阪管区气象台、和歌山地方气象台）	Ⅲ－10
第2項 被害情報等の収集計画（総務部）	Ⅲ－18
第3項 災害通信計画（総務部）	Ⅲ－23
第4項 災害広報計画（広報部）	Ⅲ－27
第3節 消防計画（那賀消防組合、消防団）	Ⅲ－30
第4節 水防計画（関係各部、関係各機関）	Ⅲ－32
第5節 被災者の救助保護計画（関係各部、関係各機関）	Ⅲ－33
第1項 災害救助法の適用計画（総務部）	Ⅲ－33
第2項 被災者生活再建支援法の適用計画（総務部、生活福祉部）	Ⅲ－36
第3項 避難計画（総務部、生活福祉部、教育部他）	Ⅲ－37
第4項 食糧供給計画（事業部、生活福祉部）	Ⅲ－44
第5項 給水計画（上下水道部）	Ⅲ－46
第6項 物資供給計画（総務部、事業部）	Ⅲ－48
第7項 住宅・宅地対策計画（総務部、事業部）	Ⅲ－50
第8項 医療助産計画（生活福祉部）	Ⅲ－54
第9項 救出計画（那賀消防組合、関係各部、関係機関）	Ⅲ－56
第10項 障害物除去計画（事業部）	Ⅲ－57
第11項 災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付計画（総務部、生活福祉部）	Ⅲ－58
第12項 遺体の搜索処理計画（生活福祉部）	Ⅲ－59
第13項 災害義援金品配分計画（総務部、生活福祉部、出納部）	Ⅲ－62
第14項 避難行動要支援者対策計画（総務部、生活福祉部、教育部）	Ⅲ－63
第15項 その他の被災者保護計画（総務部、各施設管理者）	Ⅲ－64
第6節 保健衛生計画（生活福祉部）	Ⅲ－66
第1項 防疫計画（生活福祉部）	Ⅲ－66
第2項 清掃計画（生活福祉部、事業部）	Ⅲ－67
第3項 食品衛生計画（生活福祉部）	Ⅲ－69
第4項 動物保護管理計画（生活福祉部）	Ⅲ－70
第5項 その他の保健活動（生活福祉部）	Ⅲ－71
第7節 公共土木施設等応急対策計画（事業部、上下水道部）	Ⅲ－73
第8節 農林関係災害応急対策計画（事業部）	Ⅲ－74
第9節 事故災害応急対策計画（各事業者、那賀消防組合、警察、総務部）	Ⅲ－75
第1項 鉄道施設災害応急対策計画（西日本旅客鉄道株式会社）	Ⅲ－75
第2項 道路災害応急対策計画（事業部）	Ⅲ－75
第10節 林野火災応急対策計画（那賀消防組合、消防団、警察、森林管理者他）	Ⅲ－77
第11節 危険物等災害応急対策計画（那賀消防組合、総務部、各事業者他）	Ⅲ－79
第1項 危険物施設災害応急対策計画（那賀消防組合、総務部）	Ⅲ－79
第2項 火薬類災害応急対策計画（那賀消防組合、総務部）	Ⅲ－80

第3項	高圧ガス災害応急対策計画（那賀消防組合、総務部）	Ⅲ－81
第4項	毒物劇物災害応急対策計画（県業務課、総務部）	Ⅲ－82
第5項	危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両災害応急対策計画（那賀消防組合、総務部他）	Ⅲ－83
第6項	有害物質流出等応急対策計画（総務部、生活福祉部他）	Ⅲ－83
第12節	公共的施設災害応急対策計画（事業部、上下水道部、各事業者）	Ⅲ－85
第1項	水道施設災害応急対策計画（上下水道部）	Ⅲ－85
第2項	下水道施設災害応急対策計画（上下水道部）	Ⅲ－86
第3項	公衆電気通信施設災害応急対策計画（西日本電信電話(株)、(株)NTT [※] コモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ [※] (株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)）	Ⅲ－86
第4項	電力施設災害応急対策計画（関西電力送配電株式会社）	Ⅲ－86
第5項	都市ガス施設災害応急対策計画（大阪ガスネットワーク株式会社）	Ⅲ－86
第6項	その他の公共的施設災害応急対策計画（各施設管理者）	Ⅲ－87
第13節	文教対策計画（教育部）	Ⅲ－88
第1項	小・中学校関係計画（教育部）	Ⅲ－88
第2項	学校給食関係計画（教育部）	Ⅲ－89
第3項	社会教育施設関係計画（教育部）	Ⅲ－89
第4項	文化財関係計画（教育部）	Ⅲ－90
第5項	学用品支給計画（教育部）	Ⅲ－90
第14節	災害対策要員計画（総務部、生活福祉部）	Ⅲ－92
第1項	ボランティア受入計画（生活福祉部）	Ⅲ－92
第2項	労働者確保計画（総務部）	Ⅲ－93
第15節	道路交通輸送計画（事業部）	Ⅲ－96
第1項	道路交通応急対策計画（事業部）	Ⅲ－96
第2項	輸送計画（事業部）	Ⅲ－101
第16節	自衛隊派遣要請等計画（総務部）	Ⅲ－104
第17節	県防災ヘリコプター活用計画（総務部他）	Ⅲ－106
第18節	相互応援計画（総務部）	Ⅲ－108

第4章 災害復旧復興計画

第1節	災害復旧事業計画（各部）	Ⅳ－1
第1項	施設災害復旧事業計画	Ⅳ－1
第2項	災害復旧対策	Ⅳ－2
第2節	災害復旧資金計画（各部）	Ⅳ－4
第3節	罹災証明発行計画（総務部）	Ⅳ－5
第4節	災害復興計画（各部）	Ⅳ－6
第1項	災害復興方針及び計画の策定	Ⅳ－6
第2項	災害復興事業の実施	Ⅳ－6

第 1 章

総 則

第1節 計画の目的等

第1項 計画の目的

岩出市地域防災計画（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、岩出市防災会議（以下「防災会議」という。）が作成する計画であり、岩出市の地域に係る災害に関し、予防活動、応急対策活動及び復旧活動等、一連の災害対策を実施するに当たり、本市及び指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災関係機関の有する機能を有効に発揮して、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、実施すべき事務を定めることを目的とする。

第2項 計画の性格

(1) 本計画は、市が処置しなければならない、市の防災に関する事務について、各防災関係機関の責任を明確にするとともに、各機関が防災に対して行う事務又は業務を総合的にまとめたものである。

本計画の構成は、第1が「風水害等対策編」、第2が「震災対策編」、第3が「資料編」で3編構成となっている。

(2) 本計画の策定、運営にあたっては、国の防災基本計画に基づき実施することから、指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画並びに和歌山県地域防災計画と緊密な連携を図る。

(3) 本計画は、風水害、震災、大規模事故等に関し、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡・調整を図るうえでの基本的な大綱を示すもので、その実施細目等については、更に関係機関において別途具体的に定める。

(4) 災害時には、まず「自分の生命・財産は自分で守る。」という心構えと行動が基本となることを広く啓発し、市民自身及び自主防災組織等市民相互間の自主的な防災対策の支援に努める。

第3項 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、各関係機関が毎年検討を加え、必要があると認めるときは、防災会議の承認を得て修正する。ただし、軽易な事項等は会長が修正し、防災会議に報告する。なお、修正したときは、知事に報告する。

市及び防災関係機関は、関係のある事項について、毎年防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに計画修正内容を防災会議に提出する。

また、災害対策は県との有機的、一体的なつながりが不可欠であることから、本計画は、和歌山県地域防災計画を参考として作成・修正する。

第4項 用語

本計画で、次の組織名称は、岩出市災害対策本部（以下「本部」という。）を設置していないときは、それぞれ次のとおり読みかえる。

本部設置時	本部不設置時（平常組織時）
本部	岩出市総務課
本部長	岩出市長
本部各部班	岩出市各部課室（局）
県本部	和歌山県危機管理局災害対策課
県本部長	和歌山県知事
県本部各部班	和歌山県各部課
県那賀支部（長）	那賀振興局（長）

■資料編

- 1-1-1 岩出市防災会議条例
- 1-1-2 岩出市防災会議の構成員

第2節 岩出市の概要

第1項 市の沿革

明治に入り、町村施行により岩出村、山崎村、根来村、上岩出村が設立し、明治41年には、岩出村が町制を施行し、岩出町となった。更に、昭和31年9月30日に岩出町、山崎村、根来村、上岩出村及び小倉村の一部(船戸、山崎)が合併して新制「岩出町」となった。その後、既成集落周辺での宅地開発やニュータウン開発などが進み、人口は騰勢を強めた。国勢調査によると、昭和40年から平成12年までの人口増加率は2桁台であり、特に昭和45年～50年と平成2年～7年の期間では、人口増加率が25%強と急増した。

平成18年4月1日には、住民の永年の念願であった市制を施行し、「岩出市」として、新たな時代の幕開けを迎えた。

第2項 自然条件

1 位置・面積

本市は、和歌山県の北部に位置しており、和歌山市の中心部から約15km、大阪都心部からは約50km、関西国際空港からは約30kmの距離にあり、北は大阪府泉南市及び阪南市、東南は紀の川市、西は和歌山市に接している。

市域は、東西に約5.7km、南北に約8.8kmで、面積は38.51k㎡である。

2 地 形

本市の南半分は、河成段丘の沖積平野を形成しており、市街地や田園地帯が広がり、南端には日本有数の大河である紀の川が東西に流れている。北部は和泉山脈が東西に連なり、東に向かって標高を上げ、緑豊かな山並みを形成している。そこに源を発する中小の河川は、段丘に横谷や扇状地を形成し、そのほとんどが紀の川に注いでいる。

3 地 質

本市には、西南日本を外帯と内帯に分ける中央構造線が、ほぼ紀の川と北部の山地の間を東西に走っている。中央構造線の北側(内帯)には、上部白亜系の和泉層群が分布する。中央構造線の南側(外帯)には、様々な時代の地層や岩石がほぼ東西に帯状に分布している。

洪積層は紀の川の段丘に、沖積層は紀の川の低地に分布している。

(1) 西南日本内帯

和泉層群は、砂岩、礫岩、泥岩からなり、酸性凝灰岩を挟む。東西にないし東北東～西南西の走向を持つ大きな向斜構造をなし、向斜軸は和泉山脈を通っている。

(2) 西南日本外帯

中央構造線より南の外帯には、古生代から新生代にわたる様々な地層が分布している。外帯北縁部には、中央構造線と御荷鉾構造線に挟まれて三波川帯の変成岩類が分布している。

(3) 洪積層

紀の川の流域に段丘として、小規模な範囲で分布する。

(4) 沖積層

紀の川の流域に、県内で最大の沖積低地として分布する。

なお、紀の川流域の地盤状況は、河口付近や海南市の市街地付近で軟弱層が最もよく発達し、層厚30mを超える。層相は、下部と上部が砂層からなり、その間に粘土層を挟む。この粘土層は、上流に向かうにつれて薄くなるとともに砂層も礫がちになり、本市より上流では、ほとんど礫からなる。

4 気 候

気候は、瀬戸内気候区に類似し、降水量は年平均約1,400mmと県下の他の観測点に比べて少なく、平均気温は16～17℃前後と年間を通じて比較的緩やかである。

月平均の降水量では、6月が183.5mmで最も多く、最も少ないのは1月で48.7mmとなっている。

月平均の気温と降水量

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
気温 (℃)	6.2	6.7	9.9	15.1	19.7	23.2	27.2	28.4	24.9	19.3	13.8	8.6	16.9
降水量 (mm)	48.7	62.0	96.9	98.4	146.6	183.5	175.8	101.8	181.3	160.8	95.9	62.7	1414.4

(資料：観測点和歌山、アメダスデータ、1991年～2020年)

第3項 社会条件

1 人 口

本市の令和2年国勢調査人口は53,967人で、世帯数は21,999世帯である。

国勢調査から人口動態を見ると、1980年代以前から人口増加が継続していたが、近年は増加率が鈍化し、近い将来減少に転じることが予測される。

世代別の人口構成をみると、65歳以上の高齢者比率が24.2%で、和歌山県平均の33.4%と比較して高齢化が低い地域である。ただし、地区別では、境谷、船戸、山崎、押川などは高齢化率が高い地区である。

(令和2年国勢調査)

人口と世帯数の推移

単位：世帯、人

年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
人口総数	32,846	41,550	48,156	50,834	52,882	53,452	53,967
世帯	9,555	12,982	16,188	17,790	19,545	20,774	21,999
男	15,842	20,250	23,368	24,446	25,530	25,718	25,969
女	17,004	21,300	24,788	26,388	27,352	27,734	27,998

(資料：各年国勢調査)

2 土地利用

本市の土地利用は、市総面積3,851haのうち31.3%が山林で、山林面積が1,204haを占め、田の面積が584ha、宅地703ha、畑69haとなっている。

和歌山市に隣接する立地特性から、住宅地開発や大規模な商業施設の立地が進んでいる。

	山林	田	宅地	畑	原野	その他	計
面積(ha)	1,204	584	703	69	11	1,280	3,851
構成比	31.3%	15.2%	18.2%	1.8%	0.3%	33.2%	100.0%

(資料：令和4年度 土地に関する概要調書報告書)

3 産業

本市の産業別就業者は、第三次産業が約3分の2を占めている。第三次産業は、年々増加傾向にあり、主に卸小売業、飲食店、サービス業が増加している。商業では、国道24号沿いなどに大型小売店舗等の出店が進んでいる。農業では、近年、専業農家の減少が著しく、第2種兼業化が進んでいる。

4 交通体系

本市の主要な道路体系としては、東西に走る京奈和自動車道、国道24号、県道粉河加太線及び市道山西国分線（農免道路）などと、これらの道路に南北に交差する広域幹線道路の県道泉佐野岩出線や県道新田広芝岩出停車場線、市道野上野清水線、市道安上中島線及び市道相谷中島線など東西・南北の主要幹線が整備されている。

公共交通機関としては、市の南東端を通るJR和歌山線とそれを補完するバス路線網がある。

バスは、大阪方面路線バスの運行や紀の川市方面への紀の川コミュニティバス、市内巡回バスの運行を行っている。

第4項 既往の風水害等の被害状況

本市に被害をもたらす風水害は、台風や低気圧に伴う豪雨、強風等が主であり、特に市の南端を流れる紀の川は、古くから台風や豪雨によって洪水氾濫を起こしている。

比較的近年の台風では、昭和9年の室戸台風、25年のジェーン台風、34年の伊勢湾台風、36年の第2室戸台風、平成30年の台風第21号などが、本市を含む県北部などに大きな被害をもたらしている。

県内の豪雨では、明治22年8月19日の豪雨、昭和27年7月10日～11日の豪雨、昭和28年7月17日～18日の豪雨が記録的なものであり、大水害をもたらしている。なかでも、昭和27年7月10日～11日の豪雨は、本市や和歌山市の付近を中心とした大豪雨により紀の川などが大出水となり、県北部に局地的な大被害をもたらした。このときの雨量は、和歌山測候所では、10時日界の24時間雨量で393.6mmとなり、明治12年観測開始以来で最大であった。岩出町誌によれば、この時の岩出での雨量は380mmとなっている。

■資料編

1-2-11 災害履歴（風水害）

第3節 紀の川の洪水浸水想定

第1項 前提条件

(1) 洪水浸水想定区域図の説明

- ① 洪水浸水想定区域図は、紀の川水系紀の川の洪水予報区間について、水防法の規定により想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面である。
- ② この洪水浸水想定区域等は、指定時点の紀の川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨に伴う洪水により紀の川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものである。
- ③ なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水によるはん濫等を考慮していないので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合がある。

(2) 基本事項等

- ① 作成主体 : 国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所
- ② 指定年月日 : 平成 28 年 6 月 14 日
- ③ 指定の根拠法令 : 水防法第 14 条第 1 項
- ④ 対象となる洪水予報河川
紀の川水系紀の川（実施区間：左岸奈良県五條市野原東 4 丁目 2 6 6 番地先から海まで、右岸奈良県五條市小島町 5 5 0 番 1 地先から海まで）
- ⑤ 指定の前提となる計画降雨
洪水予報河川の上流端から貴志川合流点：678mm（橋本地点の上流域の 2 日間の総雨量）
貴志川合流点から河口まで：565mm（船戸地点の上流域の 2 日間の総雨量）

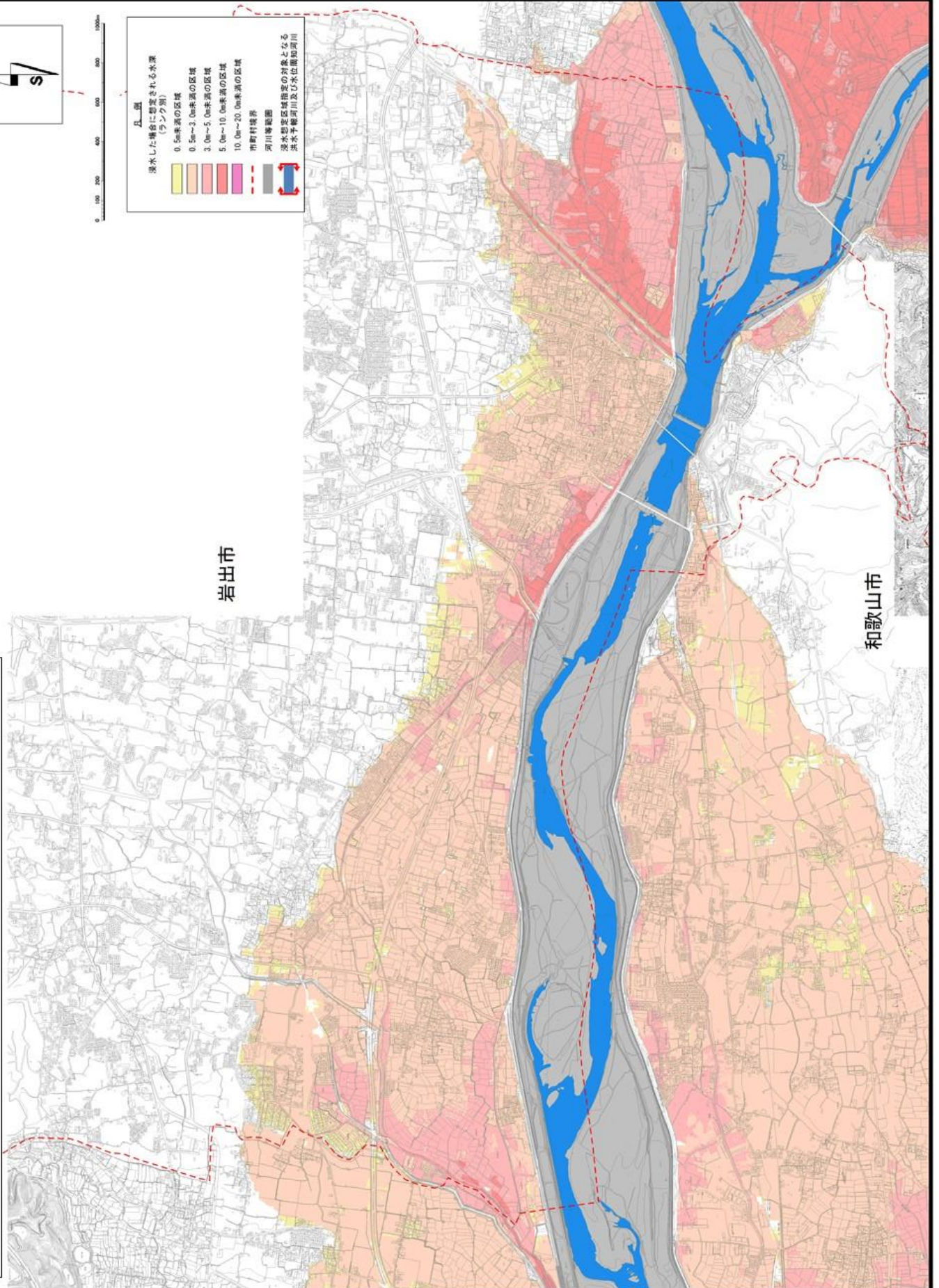
(3) その他計算条件等

- ① 紀の川の洪水予報区間で溢水・破堤した場合の浸水想定区域を図示している。
- ② 紀の川の堤防を有する区間においては、危険となる水位に達した時点で破堤させ、堤防がない区間においては、溢水させた時の氾濫計算結果をもとに作成した。
- ③ 氾濫計算は対象区域を 250 格子（計算メッシュという。）に分割して、これを 1 単位として計算している。また、計算メッシュの地盤高は縮尺 1/2,500 の地形図をもとに平均地盤高を計算している。このため、微地形による影響が表せていない場合がある。
- ④ 浸水想定区域や等深線は、氾濫計算結果から計算メッシュ毎の想定浸水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、縮尺 1/2,500 地形図上の地形、連続盛土構造物（道路や鉄道の盛土など）を考慮して図化している。

第2項 洪水浸水想定区域

紀の川の洪水浸水想定区域は、紀の川沿いの低地部であり、特に第 1 浄水場、第 2 浄水場の周辺は、浸水深が 5 m 以上の区域となっている。

A diagram of a bar magnet with a North (N) pole on the left and a South (S) pole on the right. A small black square is positioned between the two poles.



第4節 防災行政の基本方針

第1項 防災ビジョン

災害対策の目的は、市民の生命と財産を守り、安全で安心できる市民生活を確保することであり、まちづくりの基本となるものである。この目的を達成するために、過去の災害を教訓にし、本市の地理的特性や都市化等による社会的変化等を勘案し、岩出市の総合的な防災施策の目標として防災ビジョンを策定する。

＜岩出市防災ビジョン＞

■災害に強いまちづくり

- ・地域特性に応じた災害に強い都市構造を形成する。

■災害に強いひとづくり

- ・市民一人ひとりが、防災の知識を蓄え、災害への備えを忘れない。

■災害に強い仕組みと応急対策への備え

- ・市行政と市民が一体となり、県や防災関係機関と連携して、いざというときに備える。

第2項 基本方針

岩出市防災ビジョンを踏まえて、防災の基本方針を次のように定める。

■市民一人ひとりが常に災害への意識をもち、自助努力を続ける。

- (1) 新たな市民の流入や生活様式の変化などによって、防災意識の希薄化による防災力低下の可能性等が考えられるため、防災意識の普及や防災訓練の実施を通して、市民の防災意識の高揚を図る。

■地域住民によるコミュニティの連携を強め、地域での助け合いを行う共助を促進する。

- (2) 地域の住民、事業所による自主的な防災活動が、災害発生直後の初期消火、人命救助等被害の拡大防止に果たす役割の重要性を踏まえ、地域における自主防災体制の強化に努める。
- (3) 消防団員の確保や自主防災組織の整備等により、消防防災力の充実を図る。

■市のもつ全ての行政力で、県、近隣市町村、防災関係機関等の支援を得て、公助を推進する。

- (4) 災害による被害を最小限に抑えるため、市災害対策本部の機能強化と情報収集伝達体制の整備などを行い、市の危機管理体制の強化充実を図る。
- (5) 市の防災力を高めるために、河川・道路の整備や施設の耐震化、不燃化の促進、避難場所及び避難路の確保等、市の防災基盤の整備促進を図る。
- (6) 災害時に迅速・的確な応急対策を実施するため、市と県、防災関係機関との連携強化を図る。

第5節 市の実施責任と防災関係機関の業務大綱

第1項 実施責任

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

第2項 処理すべき事務又は業務の大綱

岩出市の区域を管轄する行政機関、公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、災害対策に関して、概ね次の事務又は業務を処理する。

1 市の機関

(1) 岩出市

- ① 岩出市防災会議に関する事務
- ② 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- ③ 災害に関する情報の伝達、収集及び被害の調査報告
- ④ 災害防除と拡大の防止
- ⑤ 救助、防疫等、被災者の救助保護
- ⑥ 災害復旧資材の確保と物価の安定
- ⑦ 被災者に対する融資等の対策
- ⑧ 被災市営施設の応急対策
- ⑨ 災害時における文教対策
- ⑩ 災害対策要員の動員並びに雇用
- ⑪ 災害時における交通、輸送の確保
- ⑫ 被災施設の復旧
- ⑬ 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整

2 一部事務組合等

(1) 那賀消防組合／岩出市消防団

- ① 災害時における情報の収集伝達及び広報
- ② 災害時における被災者の救急、救助業務
- ③ 災害時における消防業務
- ④ 危険物等の災害に関する指導及び予防業務
- ⑤ 消防本部組織及び施設の強化

(2) 公立那賀病院

- ① 災害時における医療救護の実施
- ② 災害時における防疫の協力

(3) 那賀衛生環境整備組合

- ① 災害時におけるし尿処理の実施

3 県の機関

(1) 和歌山県／那賀振興局、岩出保健所

- ① 県防災会議に関する事務
- ② 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- ③ 災害に関する情報の伝達、収集及び被害の調査報告
- ④ 災害防除と拡大の防止
- ⑤ 救助、防疫等、被災者の救助保護
- ⑥ 災害復旧資材の確保と物価の安定
- ⑦ 被災者に対する融資等の対策
- ⑧ 被災県営施設の応急対策
- ⑨ 災害時における文教対策
- ⑩ 災害時における公安対策
- ⑪ 災害対策要員の動員並びに雇用
- ⑫ 災害時における交通、輸送の確保
- ⑬ 被災施設の復旧
- ⑭ 市町村が処理する事務、事業の指導、あっせん等

(2) 岩出警察署／岡田・畑毛・根来 各交番、山崎・相谷・上岩出 各警察官連絡所

- ① 災害時における市民の生命、身体、財産の保護
- ② 災害時における犯罪予防及び取り締まり並びに治安維持のための警備活動
- ③ 災害時における交通の混乱防止及び交通秩序の確保
- ④ 災害時における緊急自動車のための交通規制
- ⑤ 遺体の検死及び身元の確認
- ⑥ 他の機関の行う緊急活動に対する協力援助

4 指定地方行政機関

(1) 近畿財務局（和歌山財務事務所）

- ① 公共土木等被災施設の査定の立会
- ② 地方自治体単独災害復旧事業（起債分を含む。）の査定
- ③ 地方自治体に対する災害融資
- ④ 災害時における金融機関の緊急措置の指示
- ⑤ 未利用の国有地の情報提供

(2) 近畿農政局

- ① 農地、農業用施設の災害復旧及び災害防止事業の指示、助成
- ② 土地改良機械の緊急貸付け、農作物等の病虫害防除指導、応急食糧、種子等の供給対策
- ③ 農業関係被害情報の収集報告、被害農林漁業者等に対する融資対策
- ④ 災害における主要食糧の応急対策

(3) 近畿中国森林管理局（和歌山森林管理署）

- ① 国有保安林、治山施設、地すべり防止施設等の整備
- ② 国有林における予防治山施設による災害予防
- ③ 国有林における荒廃地の災害復旧
- ④ 災害対策復旧用資材の供給
- ⑤ 森林火災予防対策
- (4) 近畿経済産業局
 - ① 電力、ガス、工業用水道の復旧支援
 - ② 災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達
- (5) 近畿運輸局（和歌山運輸支局）
 - ① 所管する交通施設及び設備の整備についての指導
 - ② 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達
 - ③ 災害時における旅客輸送確保に係る代替輸送・迂回輸送等実施のための調整
 - ④ 災害時における貨物輸送確保に係る貨物運送事業者に対する協力要請
 - ⑤ 特に必要があると認める場合の輸送命令
 - ⑥ 災害時における交通機関利用者への情報提供
- (6) 大阪管区气象台（和歌山地方气象台）
 - ① 気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集及び提供
 - ② 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
 - ③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
 - ④ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
 - ⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
- (7) 近畿総合通信局
 - ① 電波の監理、並びに有線電気通信の監理
 - ② 非常通信訓練の計画及びその実施指導
 - ③ 非常通信協議会の育成・指導
 - ④ 防災及び災害対策に係る無線局の開設、整備の指導
 - ⑤ 非常時における重要通信の確保
 - ⑥ 災害時における通信機器及び移動電源車の貸出し
 - ⑦ 情報伝達手段の多様化・多重化の促進
- (8) 和歌山労働局
 - ① 工場、事業場における労働災害の防止
 - ② 救助の実施に必要な要員の確保
- (9) 近畿地方整備局（和歌山河川国道事務所）
 - ① 土木施設の整備と防災管理
 - ② 水防のための警報等の発表、伝達と水災応急対策
 - ③ 被災土木施設の災害復旧
 - ④ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
- (10) 近畿地方環境事務所
 - ① 災害廃棄物の処理対策に関すること

5 自衛隊

(1) 陸上自衛隊（第37普通科連隊）

- ① 人員の救助、消防、水防及び救援物資の輸送並びに通路の応急啓開
- ② 応急救援、防疫、給水、入浴支援及び通信支援

6 指定公共機関

(1) 西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社

- ① 輸送施設の整備と安全輸送の確保
- ② 災害対策用物資の緊急輸送
- ③ 災害時の応急輸送対策
- ④ 被災施設の調査と災害復旧

(2) 西日本電信電話株式会社和歌山支店、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

- ① 電気通信施設の整備と防災管理
- ② 災害時における緊急通話の取扱い
- ③ 被災施設の調査と災害復旧

(3) 日本赤十字社和歌山県支部

- ① 災害時における医療、助産及び被災地での医療、助産、救護
- ② 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整
- ③ 義援金品の募集配布

(4) 日本放送協会和歌山放送局

- ① 防災知識の普及と警報等の周知徹底
- ② 災害状況及び災害対策等の周知徹底

(5) 日本通運株式会社和歌山支店

- ① 災害時における緊急陸上輸送

(6) 関西電力送配電株式会社橋本配電営業所

- ① 災害時の電力供給
- ② 被災施設の調査と災害復旧

(7) 大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー導管事業部南部導管部

- ① 災害時のガス供給
- ② 被災施設の調査と災害復旧

(8) 日本郵便株式会社（岩出、岩出水栖、岩出中黒、根来、紀泉台の各郵便局）

- ① 災害時における郵政事業運営の確保並びに災害特別事務の取扱い及び援護対策の実施
- ② 被災郵政業務施設の復旧
- ③ 被災地域の地方公共団体に対する簡保積立金の短期融資
- ④ 民間災害救援隊に対する災害ボランティア口座寄附金の公募・配分に関すること

(9) KDD I 株式会社

- ① 電気通信施設の整備と防災管理
- ② 災害時における緊急通話の取扱い
- ③ 被災施設の調査と災害復旧

- (10) ソフトバンク株式会社
 - ① 電気通信施設の整備と防災管理
 - ② 災害時における緊急通話の取扱い
 - ③ 被災施設の調査と災害復旧
- (11) 楽天モバイル株式会社
 - ① 電気通信施設の整備と防災管理
 - ② 災害時における緊急通話の取扱い
 - ③ 被災施設の調査と災害復旧

7 指定地方公共機関

- (1) 土地改良区（六箇井、藤崎井、小田井、中島井の各土地改良区）
 - ① 土地改良施設の整備と防災管理
 - ② 農地及び農業施設の被害調査並びに災害復旧
 - ③ 農地たん水の防除施設の整備と活動
- (2) バス機関（和歌山バス那賀株式会社）
 - ① 災害時における被災者及び一般利用者等の輸送の確保
 - ② 災害時の応急輸送
- (3) 輸送機関
 - ① 災害時における救助物資及び避難者の輸送の確保
 - ② 災害時の応急輸送
- (4) 放送機関（株式会社和歌山放送、株式会社テレビ和歌山、株式会社毎日放送、朝日放送テレビ株式会社、朝日放送ラジオ株式会社、関西テレビ放送株式会社、讀賣テレビ放送株式会社）
 - ① 防災知識の普及と警報等の周知徹底
 - ② 災害状況及び災害対策等の周知徹底
- (5) 医療機関（和歌山県医師会、那賀医師会）
 - ① 災害時における医療救護の実施
 - ② 災害時における防疫の協力
- (6) ガス機関（社団法人和歌山県エルピーガス協会那賀支部、大阪ガス株式会社導管事業部南部導管部）
 - ① 災害時のガス供給
 - ② 被災施設の調査と災害復旧

8 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 病院等経営者
 - ① 避難施設の整備と避難訓練の実施
 - ② 被災時の病院等の収容保護
 - ③ 災害時における負傷者等の医療、助産救助
- (2) 社会福祉施設の経営者
 - ① 避難施設の整備と避難訓練の実施

- ② 災害時における収容者の収容保護
- (3) 学校法人
 - ① 避難施設の整備と避難訓練の実施
 - ② 災害時における教育の応急対策計画の確立と実施
- (4) 紀の里農業協同組合岩出支所・森林組合
 - ① 農林関係の被害調査等応急対策への協力
 - ② 農林産物等の災害応急対策についての指導
 - ③ 被災農林業者に対する融資又はあっせん
 - ④ 農林業共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧
 - ⑤ 飼料、肥料、その他資材等の確保又はあっせん
- (5) 岩出市商工会
 - ① 商工業関係の被害調査等応急対策への協力
 - ② 救助用物資、復旧資材の確保についての協力
- (6) 岩出市建設業協会
 - ① 災害時における救助活動、障害物除去等の応急対策活動への協力
 - ② 仮設住宅の建設、災害復旧事業等への協力
- (7) 岩出市社会福祉協議会
 - ① 避難行動要支援者の情報伝達、安否確認等についての協力
 - ② 一般ボランティアの受け入れ、被災者支援への協力
- (8) 金融機関
 - ① 被災事業者に対する資金融資
- (9) 危険物及び高圧ガス施設等管理者
 - ① 安全管理の徹底
 - ② 危険物及び高圧ガス施設等の点検